

18番（星 義之佑君） ただいま御説明をいただきました。本当にありがとうございます。

体育施設利用については、私は初めて質問をして認識したところがございます。思ったよりも非常に利用されているんだなということでございます。

教育長が申されたように、これは加美町全体で使えるような、そういうことになれば、なお、あたりの地区、そういう人たちの認識も高まってくるのではないかなというふうに考えますので、それもひとつあわせてこれからお願いをしたいというふうに思います。

学童の安全につきましては、これは非常に難しい問題ではないかなというふうに私も認識いたします。まず父兄が一番大変だろうと。そして、あと住民の協力ですね、そういうことが非常に大変で、子供から目が離せないような状態が続いているのではないかなと。

私も、私ごとなんですけれども、孫3人おりますけれども、幼稚園、あと小学2年の子供がおりますけれども、どこへ行くにしても、やはり親がついていかないと安心できないような状況というのが、目の当たりに見ておるものですから、その辺がどのように……、もう少しうまくいったらいいのかなと思いますが、一つには、いろいろ学校の方でもその方法というものを考えておるようです。

まず一つ、私、この間気がついたのですが、子供が背負っているランドセルに笛があるんですね。この笛がどうしたものかと思って聞いたらば、まず万が一のときに備えるんだというような孫の話でしたが、そういうのであれば、やはり父兄はもちろん、家族の者、そして住民もやはりそういうことは知っておく必要があるのではないかなというふうに思われます。

そこで、回覧板というのもありますから、やはりそういう……、こういう機会をとらえて、住民に学童の安全をどのようにしたらいいのか、そして、こういうことをやってますよというようなことを、やはりそういう回覧板を通じて各戸に流して認識を高めるというのも一つの方法ではないのかなと私は思います。そういうことでありますので、もう一度その辺の住民に対するPRの方をいかがかなというふうに感じます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） ただいま再質問ありましたけれども、それらについても学校の方で対応するようにと、具体的にはですね。それから各行政区の区長さん方にもお願いすると。行政区で握っております防犯指導隊あるいは安全・安心パトロール、こういうふうな機能を生かすと同時に、父兄各位、PTA全体でそれに対応をしていくと、こういうふうなことで対応しよう。

それで、なおかつ、現時点でいろいろ調査しておりますが、小学校の危険箇所数、これを各

学校で、子供の通学路、どこが危ないかということで調査させておりました。数字見ますと、中新田小学校が21カ所、広原小学校が28カ所、それから上多田川1カ所、それから鳴瀬小学校が9カ所、西小野田小学校が10カ所、それから西小野田漆沢分校が1カ所、鹿原小学校が2カ所、それから宮崎小学校が19カ所、旭小学校が28カ所、賀美石小学校が43カ所、こういうふうな数字で報告されております。ただ、ここの場所がまだ私の手元では確定しておりませんで、図面でプロットして、なおかつ各行政区の方をお願いするという方策をとりたいというふうに考えております。

議長（米澤秋男君） 18番。

18番（星 義之佑君） いろいろ教育委員会の方でも考えておるようです。今本当に学校現場が殺人の現場というふうに塗りがえられているような場面もありますので、その辺のところ、本当に悲しいことだなというふうに思わざるを得ません。そういうことをやはり町ぐるみで防いでいくということが一番ではないかなと、そして安全で安心な町、そういったことを目指すということが基本ではないかなと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（米澤秋男君） 次に、通告7番、10番三浦英典君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

10番（三浦英典君） 私は通告どおり1件について質問いたします。

農業経営安定対策ということについてであります。これは新たに19年度実施予定の品目横断的経営安定対策ということで発表されております。これは4ヘクタール以上の農家、認定農家あるいはまた集落が認めた一定要件を満たした組織が対象ということになるわけであります。

これについては、農業新聞などでも大きくわかりやすく、こういうふうに二度も掲載されてきた経過があったわけですが、いかにもこれから漏れた方については国がバックアップしませんよというふうにも見えるくらい強調されてきたわけですが、これについて考えていきますと、加美町においては認定農業者が現在二百四十数名と、また集落の中でのこういう営農組織を数えていくと、多分30に満たないのではないかとこのように考えられます。これから先、加美町の農業を主力としてやっていかれる方々の数にしては余りにも少ない、悲しい話ではないかなと思っております。

実質実施される1年3カ月の猶予の間に、これから町ではこれに対してどういうふうに対応していくのか。また、この対策から漏れた方々に対してはどのようなふうフォローされていく

のか、この辺の対応について伺いたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 三浦議員から1点、農業経営安定対策について御質問いただきました。

まさに今お示しになったような状況下でございますが、品目横断的経営安定対策ということについては、認定農業者と一定の条件を備える集落営農に限定されるということでございます。認定農業者が4ヘクタール、集落営農が20ヘクタール。条件緩和、緩和条件がありまして、法人化もしくは法人化を目指して、販売権を有して一元経営が必要であるというようなことで、規模以上であるということであります。

対象品目については、いわゆる諸外国との生産条件格差是正として、麦、大豆等生産コストと販売収入の差額補てん、さらに米を加えた収入の変動に対し、減収分の9割が対象者に補てんされる制度となっているということですが、まさに対象者が担い手に限定されて、必然的に担い手に対する農地集積の加速化が図られるということは御案内のとおりであります。

反面、いわゆる補てん額についても過去の実績を基礎として、下支えがない状況下で、委託農家を中心に米の生産調整の拘束力がなくなり、需給のバランスをさらに悪化させるのではないかなど不安の声ももちろん出されているということでもあります。

町におきましては、今回の対策を見越しながら、いわゆる出し手、受け手、一体となった集落営農への取り組みを検討するために、加美町水田農業推進協議会を窓口として経営体育成講座というのを開催をいたしております。もう既に三浦議員御案内のとおりであります。東北大学大学院の工藤教授の指導をいただきながら、現在まで4回講座を開いたり全戸アンケート調査等を実施をして、課題や集落の枠組み等について検討に入っています。18年度についても継続してこの協議会講座を続けていくところでありますが、国の方向としては、現在申し上げたような方向に進まざるを得ないだろうと。

さらに、担い手の減少などでいわゆる耕作放棄地などが出てくる可能性が十分にあります。そういうときに、やはり担い手、認定農業者というものをもっともっと力をつけて、あるいは、もっと認定農業者をふやしていきながら、いわゆる加美町の農業生産というものを確保し、国のいわゆる食糧自給率を高めていくということがこの政策に見えてくるわけでありませう。

農地の集積の加速化を図るために委託促進費の創設ということですが、現在その集落営農の促進を図る上で必要性が生じてくる、当然のことながら、そういう案が出てくるという

ことでありますが、産地づくり交付金というのがございまして、17年度は3億8,000万円の規模でございます。町では750万円、農協も支援をしながら、その用途についていわゆる農業者の皆さんに主体的な考えを持っていただくということで、この制度を活用しながら、この加速化といいますが、農地集積を進めていくという以外に方策はないのではないかと。ただ、農業者自身もどのような使い方をしていくかというものを創意工夫をしていただきながら、この制度を有効に活用してもらいたい、そのように思っているところでございます。

不足、足りない分については農業委員会から答弁申し上げます。

議長（米澤秋男君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 兎原伸一君 登壇〕

農業委員会会長（兎原伸一君） ただいまの農業経営安定対策についてお答えいたします。

ことし3月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されたわけでございます。その中で、食糧自給率の向上、農業の構造改革の推進のため、認定農業者を基本とした担い手への施策の集中化、重点化を進めていくこととされております。農業委員会はこれらの課題に対しまして積極的に対応することが求められております。

こうした状況の中で、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成、そして農地の有効利用を促進するため、担い手への農地の利用集積の促進、耕作放棄地の発生防止・解消の取り組み活動が重要であると考えます。

昨年とことし、委員会では農地パトロールを実施してまいりました。優良農地の中にある遊休農地を調査したところ、ことしは約13ヘクタールの遊休農地が確認されました。所有者に対しまして意向調査を行い、現在回収しておりますが、その結果をまとめ、対策を検討し、環境保全の向上にもつなげたいというふうに思っております。このような役割を十分に発揮するため、町で作成された地域水田農業ビジョン、農業振興地域整備計画及び基本構想、そして新たな経営安定対策の円滑な実施に向けて、調和のとれた活動に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

19年度から導入される経営安定対策については、認定農業者、集落営農が対象であります。地域の中で十分理解、納得がいくまで話し合いが大切ではなからうかと思っております。そうしたことから、地区担当の農業委員を中心とした相談活動や来年2月に予定しております農業委員と認定農業者との意見交換会の中で現場の声の集約に努め、意見の公表、県に要請活動を行い、経営安定対策の趣旨の徹底と地域挙げて取り組む担い手づくり運動を認定農業者に浸透させていきたいというふうに考えております。これらは委員会だけではその活動、取り組みは末端ま

で浸透するのが大変でございますので、もちろん町及びJAなど関係団体と一体となりながら今後取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 10番。

10番（三浦英典君） 今町長からも会長の方からも総合的にいろいろ頑張ってもらいたいというお話であります。これまで実際、農地の集積関係を見ても、芳しい実績といえますか、実行がなされていないのが現実なのかなと思っております。特効薬がないというふうにも以前にはお話を伺ったような気がしますが、以前、農業委員会の方には、国の方の事業として受委託促進費というものが反当幾らということであったんだと思いますが、それがなくなってから、各町村単位あるいは県単位で独自にそういう事業をセットしたところが結構あったわけですね。そういうものが残念ながら加美町にはなかったわけですが、これからそういう農地の集積というものに対して、もっともっと効率的に実行されるように、ちょっとスパイスを欲しいなと思っているところであります。

これまでは圃場整備の中での担い手集積事業とか、あるいは西部の方ですと21世紀事業とかというので農地の集積を図ってきた経過はありましたが、現実的にはそういう年度を過ぎてしまうと、また多少その集積した数字が戻ってってしまうというところがあるわけですね。そういうものも考えると、もう少し長い期間きちっと受委託契約がなされるようなシステムのつくり方というものが求められるのではないかと思っております。

それで、私が考えるのに、現在の問題として認定者の増加対策が必要なことと、それぞれの経営のボリュームアップが必要なんだということと、委託者側のフォローがさらに必要になってくるだろうという点についてですね、これは3点についてずっと一連の関係した問題になるわけですが、現実的には受委託を促進することでこの3点はいろいろとフォローができるだろうと。そして、私の提案するものとしては、委託者側にバックアップをできないのかということなんですね。

先ほど町長が説明いただいたものには、産地づくり対策交付金の中で助成をしてきましたと、そして現実的に宮城県の中では、古川、三本木、南郷、大郷、富谷、その他すべて、大体が産地づくり対策交付金の中から出ていると。そして、そのお金、助成の対象はだれなのかという、担い手なんですね。ここで担い手に例えば助成をすることによって土地を集められるかといったら、難しいんじゃないでしょうか。委託者側に対してバックアップをすることによって、委託者がじゃあ認定者あるいは担い手に頼もうかというお話になるのではないかと思うんですね。そして、これまで農業の助成金というものは非常にわかりにくかった。これは町長

おわかりですね。ですから、助成するお金というものに対して町の性格あるいは町の思いというものをきちっと明確に制度化して、これは委託者側に対してバックアップをします、その間接的に今度は生産者がそれによって恩恵をこうむるというふうな順序立てで、きちんと私は今回は委託者側にバックアップをするというふうな方策でお願いできないかというのが一つの私の提案であります。その辺に関してお考えをいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まさにそのとおりだと思いますが、まず一つ考えられますのは、この制度のといえますか、システムの理解がやっぱり、理解度がお互いに足りないのではないか。非常に頭のいい人たちが机の上で考えて、農政に対する助成制度、まさに難解でございます。転作奨励金にしても何にしても——今は転作奨励金と言わないんでありますが、非常に難解で、よく農家の方々、理解をしていらっしゃるなという思いを常々持っております。

ですけど、この農地集積については、やはり少し、いわゆる委託者側に不安も残っているんだろうかなと思いますが、先ほどお示しをしていただきました古川、三本木、南郷、大郷等々があるわけでありまして、ただ1カ所、栗原市になりました築館地区で、私の手元では委託者に対して10アール当たり 5,000円何か出されているようでありますから、これらも参考にしながら……。でも、やっぱり受託者の方が1万円なんですね。委託者が 5,000円と。この辺のところの数字もありますし、全体的なボリューム、予算のボリュームのこともあります。19年度からスタートするわけでありまして、いろいろ検討を加えてまいりたい。そうしないとやはり加美町の農業は立ちおくれる可能性がありますから。

しかし、なかなか認定農業者の数をふやすということも少し手詰まりのような状態になっておりますので、いわゆる認定農業者として認定をいただいた方々が、非常にやっぱり認定されてよかったなと思えるような制度もやっぱり構築をしていかなければならないんだろうというふうに思います。

かつては、なかなかこの制度、理解されなくて、認定農業者になっても何なのかということ自体わからなかったことがあったようではありますが、このごろようやく趣旨がわかってきたし、農業情勢がこのような状況の中でやはり真剣に考えてくださる方々が非常に多くなってまいりましたので、御指摘のようにボリュームアップといいますが、認定者の数、それから集積の面積をアップして、いわゆる大規模受託農家をつくるということが大事だと思いますので、あわせて先進事例なども参考にしながら考えてまいりたいと思いますので、ひとつお力添えをいただきたいというふうに思います。（「ありがとうございます。終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして10番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。
暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時40分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告8番、13番佐藤澄男君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。13番。

〔13番 佐藤澄男君 登壇〕

13番（佐藤澄男君） 通告に従って質問をさせていただきます。

先ほどまで大勢の傍聴者がおったんでありますけれども、何かバックが寂しくなりましたが、ひとつ眠気の出ないような質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく御答弁をお願い申し上げたいと思います。

土づくりセンターの設置についてということで通告をさせていただいておりました。

順序をたどっていきますと、この問題は議会でも非常に関心事でございまして、これまでも何回か質問あるいは一般質問、私も去年の12月議会だったと思うんでありますが、質問させていただいて、その方向性、非常に注目をしておったところでもございまして、どのような形でこの計画が進んできているものか非常に関心を持っておったところでもありますけれども、議会は議会としてということがあるんでありましょけれども、先般、区長さん方にお会いをする機会があったわけでもありますけれども、この問題についての説明会が既に11月に開かれたということでございまして、当然、議会においてもこの計画を承認した上で説明をしたんだろうというような受けとめ方でございました。聞かれた方といたしましては非常に青天のへきれきでございまして、それに答える何物もなかったというのが実情でありまして、今度の議会、一般質問の予定はなかったんでありますけれども、そういうことでありましたので急遽質問をさせていただいたと、こういうことでございます。

通告に従いまして順次質問をさせていただきますが、1番目の計画の進捗状況、これにつきましては、先ほど4番君の質問で概略の説明をいただきました。また、今になりましてこのイメージ図なるものにおいての資料の提出もなされたわけでもありますけれども、これまでの経過、特にこの施設の方向性、建設は町でやって管理運営はJAでというような基本的な方針で進めてきたように聞いておりますけれども、どうもJAの理事さん方とお話をいたしまして

も、なかなか土づくりセンターそのものの設置についての十分な理解といえますか、そういう説明も十分でないのかなというような、そういう思いをいたすものもあるものでありますから、これまでのこの計画を練ってこられた段階で、JAとの話し合いがどういうふうになされてきたものか。そして将来、JAは経営体でありますから、当然この趣旨、計画、こういったものに敏感になっているのかなというふうに感じたところでもございますから、そういった面の経過、そしてその見通しなどをお示しをいただきたいものだというふうに思います。

2番目は、先ほど申し上げましたけれども、小野田地区の正副区長さん方が11月に説明会が開かれたということであります。その経過、当然、地元の人たちの了解といえますか、コンセンサスを得なければならないという考えだろうとは思いますが、まだ議会においても全然把握をしていなかったことが、区長、副区長の皆さん方にお示しをしてやられたという、その意図はどのようなふう到我々としてとらえておけばいいのか、そしてまた、その反応についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、この施設そのものについては、その必要性、あるいは将来の構想、こういったものにかんがみて、反対をする人はいないだろうというふうには思いません。しかし、その説明の中において、次の3番目に出てきます設置の場所、こういったものも含めて、果たしてこの内容でいいのかというのが私に届いている率直な反応でございます。こういったことについてお尋ねをしておきたいと思います。

三つ目は、堆肥処理の観点から、これはもう久しく要望、議論をされてきたところでございますけれども、その設置場所について、一番問題はここかなというふうに思うんでありますけれども、10年近く前に旧小野田町時代に計画をされた、その経緯も踏まえて考えてみますと、これは非常に大事な要素でありまして、これを一つ誤りますとせつかくの形あるものがみじんと碎ける、そういう危険性を持っているというふうに思うわけです。こういったことで、住民の合意形成、これが非常に大事なことになるだろうというふうに思いますので、この点についてこれまでの経過の中でどのようなふうに進めていかれるかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

また、四つ目ではありますが、この施設を最大限に生かすためには、付加価値をつけるといえますか、先ほどどなたかの答弁で町長も触れておられましたけれども、農業生産物のブランド化というか、そういったものを図っていく必要が当然あるわけでありまして、ただ単にこの施設に堆肥を運んで処理するだけで事足りる、そういう施設ではないはずでありまして、つまり、入りと出と、こうあるわけでありまして、入りがどんどん入ってきても、それをさ

ばく、要するに消費して供給を受ける人たちがいなければ、そこでせつかく処理した堆肥、十分な成分を持っているものであったとしても、どこにもやりように困るということになりかねない、そういう性質だろうというふうに思うんであります。したがって、この辺も当然管理運営されるJAとのかかわりというのは非常に大きいんだと思うんであります。こういったことをどのようにシステム化を考えておられるのか。

この点につきましては、昨年の12月議会でも、例えば12月の質問でもさせていただきましたけれども、例えばこの堆肥を5年間使ったらAランクとして、こういう成分を持った大根なり野菜ができたんですと、この価値については保証しますと、4年間使ったものはBランクとか、こういったものについての、そういうソフト面での町全体としての、町としての姿勢としてそういう農業の方向づけにつながる大事な要素を持っているなというふうに考えるわけです。そういった面についてどのようにその方策を練っておられるのか。まず通告いたしました四つにつきましてお尋ねをしておきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 13番佐藤議員から土づくりセンターについて御質問いただきました。小さく分けて四ついただきました。

この土づくりセンターにつきましては、過去の議会で何度も御質問いただいたり、行政報告等々でその必要性について、あるいは過去の小野田町時代の状況についても承知をいたしておりましたので、場所等々については慎重に対処しなければならないという思いでございました。ただ、設置、建設ということについては、必要性について何度も申し上げておりましたので、議員各位も御理解をいただいておりますものということで、検討委員会なり研究会なり、あるいは、一議員の質問にもお答えをいたしましたけれども、直接酪農家の皆さんに御意見を伺ったりということまで至っているというのが現状でございます。

まず、第1点の計画の進捗状況ということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、18年度に具体的な計画策定で、いわゆる採択申請を出すということでございます。現在その事務を進めているわけですが、その中でいろんな説明会等々について実施をしてきたということでございます。

加美よつばとの、JAとの協議も含めてということでもありますので、まず大変大事なところでありますその管理主体、建設主体がどうであるかということで、先ほど申し上げましたように、建設は町が建設主体となって建設をし、管理主体は農協でという基本的な了解をいただい

ております。

確認事項につきましては、まず建設場所については、先ほど申し上げましたけれども、加美町内4カ所、まず候補地として検討のテーブルにのせました。まず第1点は西小野田地区のハイポーの周辺、それから宮崎の広域農道のライスセンターの周辺、そして薬菜、大学用地のところ、そして青木原のところと、4カ所、現地を調査をし、農協とも相談しながら検討を進めたわけではありますが、現在の時点としては2カ所に絞りまして、薬菜原旧大学用地と青木原埋め立て最終処分場の西側、2カ所ということで、農協等々、部内でも適地ではないかということとで了解点に達して、部内での了解点に達しているところであります。

規模については、アンケート調査あるいはそれぞれ聞き取り調査等から、1日30トン処理規模のものを2基、いわゆる2カ所というところがございます。いわゆる農協が中心となって、利用価値の高い製品の製造販売を通して、いわゆる加美町の売れる農産物ということの格付を行ってまいりたい。

御質問にありましたいわゆるランクづけではありますが、そのことについては今後の検討といえますか、材料に入ると思いますが、そういうランクづけを行うからには、いわゆる残留農薬の検査とかなんかを進めて、町独自では対抗要件にならないと思しますので、それらも十分に踏まえたランクづけを行っていかねばならないだろうというふうに考えております。

小野田地区での、旧小野田町での事例もありますので慎重に行いましたし、また御案内のとおりこれが県に申請した段階でいわゆる取り消しになったということもありまして、県でも非常に慎重でございました。そういうことから、いわゆる小野田地区、中新田地区のいわゆる建設予定地の区長さん、区長代理の方々に優先して説明会を実施をいたしました。小野田地区につきましては11月22日、28名の方が参加されたようでありますし、建設予定地の選定経過とか環境対策、管理運営面での質問が主だったようであります。中には、住民説明をもっと徹底して行ってほしいと、そして早く、むしろもっと早く建設をすべきであったという声も聞かれたようでありますが、反対意見は余り出なかったという事務局からの受けとめ方でもございました。

立地場所についての住民の合意ということではありますが、いろいろ畜産農家の所在のいわゆる分布といえますか、どの地域に何軒あって飼育頭数が何頭であるかということも検討を加えた中で、畜産農家、耕種農家代表17名で組織いたします、前にも申し上げました土づくりセンター整備推進研究会を組織をしていただいて、候補地の選定をお願いをいたしながら、搬入とか搬出距離等々については、やはり30分以内でなければならぬだろうということとか、あるいは利害関係等を十分に検討して選定をしたということとであります。

そういう理由から現在地の選定ということに至ったわけではありますが、そのことについての観光地に面したところ、近いところでどうであるかということも当然あったようでありまして、私自身もいかなものかということではありますが、薬菜地区に関しては非常に林の中でありまして、道路からは直接目に見えないところでありまして、非常に環境的にいいところであると。私も現地を見ましたけれども、適地であると判断をいたしました。

さらに、関連施設として木質バイオマスのプラントもその地域に設置をすると、した方がより有効でないのかということで、その検討もあわせて行っておりますし、そのバイオマス資源でガス化発電プラントの実証事業も実施をしたいということでございます。いわゆる資源循環システムを構築をしながら、安全で安心な農作物づくりの拠点として、むしろ消費者にPRができる施設でないのかということで住民の皆さんへの説明もしてまいりました。

伺いますと、小野田地区の区長会の皆さんが京都八木町のいわゆるセンターを見学をされてきたようであります。これは私も数年前に見学をさせていただいたのでありますが、いわゆる京都会議の、世界じゅうから集まったその温暖化対策京都会議の視察地になったところでありまして、非常に先進的な施設であります。そういうところも見ていただいて、そういう施設ならという了解をいただいたのではないかと私は理解をいたしてございます。

さらに、4番目ではありますが、いわゆる付加価値をつけるということで、売れる農産物ということで、やはり他産地との競争に勝てるように、いわゆる安心・安全な加美町ブランドの農産物を生産するためには、この堆肥センター、土づくりセンターから出る有機肥料ですね、それは欠かすことのできない製品であると思っておりますので、それらの成分についてもですね、先ほど答弁申し上げました、いわゆる食品、食物残渣等々も含めて投入をしながら、偏った成分でない、いいコンポストをつくっていくように、この施設の安全でいい施設をつくってまいりたいと。そのように考えて今準備を進めているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

お手元に資料を差し上げましたし、また手元には日を追っての説明会、検討会の資料等々もございますので、御要望であれば差し上げたいと思っております。

第1問について以上でございます。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 御丁寧に説明をいただきました。その経緯、大体理解をいたしました。ただ、町長が認識しておられるといえますか、町長に届いている声と私ども地域の人たちから聞いている声、かなりの落差といえますか、反応の違いがあることも事実でございますので、

お伝えをしておかなければならないというふうに思います。

そもそも小野田の例、先ほど申し上げましたが、結局あときは田んぼの中の予定を予定地として進めたわけでありまして。ほかでは、堆肥センター、いろいろ見て回ったんですが、ほとんど山の中だったんですね。これをなぜ田んぼの中にしたかという、その経緯もあるわけですね。つまり、どこでもいいということないんですが、やはり小野田、その当時の小野田町は、薬葉の一大リゾート、観光を売り出してのまちづくりをしようというようなことでありましてから、あそこの道路、この施設をべつ視する何物でもないんですけども、その施設に運ぶそういった乗り入れは断じてそれは認められないというのが当時の古内町長の強い決意であったというふうに私は今でも思っております。

そして、今町長は、あそこは道路から離れて林があると、こういうふうに説明なされたわけでありましてけれども、むしろ何も無い方がね、本当にこの施設がすばらしいというのであれば、もっと町の中——町の中って変なんですけれども、みんなが道路で通って、この辺から見える、その地域の方が私はいいと思うんですね。この辺を考えますと、私に寄せられている声ですよ、私に寄せられている声として、何であそこによりによって堆肥センター、土づくりセンターを設置しなければならないのかという素朴な小野田地区住民の声が強く届けられておるところであります。

それから、もう一つ、私懸念するのは、いみじくも先ほど17番君の子育て支援あるいは定住構想の中で触れられておりましたけれども、要するにあそこは獣医畜産大学の跡地なんですね。ここに町長はそういう施設も検討されておりますという答弁、先ほどあったんです。私も通告をしてから、あれっと思ひましてちょっと調べてみました。

ここに過疎地域の自立促進計画あるんですね。これは後期、平成17年から21年度までこうあるわけでありまして、これにはいろんなこれからのまちづくりの主要な過疎対策としての事業が盛られておるわけでありましてけれども、その中の59ページに集落の整備ということで、その対策、「新たな定住人口受け皿として安価で良質な住宅団地の分譲を行うとともに、UJITターンを促進する自然環境豊かな住環境を整備する」ということので、その計画に事業名、これ載ってるんですよ。「過疎地域集落再編整備」という事業名で、事業内容は三つありまして、その中の一つ、「薬葉の里宅地造成事業」ということで、造成A、31,500平米、住宅地11区画と、事業主体は町であるというようなことがあるわけでありまして、この参考資料、事業計画の中にも同じように盛られていると、こういうことであります。

このことは、これはちなみにことしの2月に議会で議決をした案件なんですね。まちづくり

の根幹というのは、じゃあどういふふうにしてそれを進めていくかということになりますと、我々はただ単にこれを議決したわけではなくて、その地域の振興をいかにして図るかということの意味合いから、この計画でよしということによってこれを承認をしたということでございます。ここに同じ地域に今般この土づくりセンターを設置をしようという、そのまちづくり全体からしての基本的考え方、これはどういふふうにしてそれを考えればよろしいのかという率直な疑問であります。このことについてお伺いをしたいと思いますし、また、これからの進捗、進め方においての非常に大事な要素がここに含まれているなというふうに思うところでありますので、この辺についての納得のいく説明を求めたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、過去の小野田町時代のこの計画について、いろいろな状況で断念せざるを得なかったというのは承知をいたしております。この場所の選定については、前古内町長からも意見をちょうだいいたしております。説明にも担当課長が伺いまして、ただ、ほかの場所はないのかというところの意見はちょうだいをしたようではありますが、この過疎計画についても、「薬葉の里宅地造成計画」というのも後期の計画に載っていることは事実であります。これまでその計画が進捗しなかった、なかなか進捗できなかった部分も十分13番議員は御案内のとおりだと思っております。いわゆる交通の便でありますとか、あそこを平らな部分にして宅地造成をするということについては多額の費用を要するということではあります。しかし、現在のところは御指摘のとおり過疎計画に載っておりますが、それを承知しながら候補地として選定をしたということでありまして、それだけいわゆる候補地の選定が難航したといえますか、場所で苦慮したということでございます。

おっしゃるとおり、いい施設であるから町の真ん中でもいいではないかという御意見、もつともありますが、しかし過去の経緯を見ますと、やはり……、迷惑施設とまではいかないまでも、そういう皆さんの考え方が基本的な施設であることには間違いのないわけでありまして。それから、町の中ということになりますと、当然、搬入ということについても問題があるというふうに思います。あそこの立派な道路があって、その道路を経由することから、搬入は一体大丈夫なのかということの検討も加えました。いわゆるパッケージ式といいますが、密封式の容器で搬入をしていただくということ、1日30トンでありますから恐らく50台ぐらいになるのでしょうか、それぐらいの通行量にはなるとは思いますが、可能な限り早朝とか、そういうものに搬入をしていただくという条件もつけなければならないと思っております。

そのほかの場所の選定としても、やはり地権者はよくとも、その周辺の方々がいわゆる反対

をされるという過去の経緯もありましたものですから、町有地で適地がないのかということで、この候補地の2カ所はすべて町所有の用地でございまして、部内等々でも検討した結果、候補地として決定をしたということであります。

このことが本決まりになりますれば、この過疎計画自体、変更せざるを得ない部分もあるだろうと。代替用地として計画も別のところに用意せざるを得ない部分もあろうかと思いますが、住宅政策対策としては、もう少し大きな視野で小野田地区全体の中を見渡しながらか、いわゆる団塊の世代のところでの答弁申し上げたわけでありまして、より良好な需要も見きわめながら宅地造成をしていかなければならない。当該地を造成するという事になれば相当の費用がかかると思いますが、いわゆる坪単価も大変高いものになってしまうのかなという予測もありまして、現在のところはそのような形で計画を進めているということでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 一般質問ですと質問回数が限られておるわけでありまして、まだまだ十分な議論とはいかないことは承知の上であります。要するに、過疎計画、今いみじくも町長おっしゃいましたけれども、変更してまでこの施設を設置することに理解が得られるかどうかということですね。

これは議長もよく判断していただきたいんですが、過疎計画、地域の振興をいかに図るかということも大事なことで我々は審議をして、この過疎計画を決定……、決定って、了解、承認をしたわけでありまして。このことについて、当然この本決まりになりますと、このことについての計画変更というようなことに当然なるわけですがけれども、果たしてそういう……。これは10年前に計画をしてですね、10年前に議決をして、5年たってまだ見込み立たないからというようなことの話であればですけども、これがことしの2月に議決をしたばかりで、それを承知の上でこの土づくりセンターをその地域に建設をしなければならないという、そのまちづくり全体としての政策、施策のありよう、そのとらえ方、こういったものについて私は到底納得できるものではないだろうというふうに考えております。

この件については、まだきょうの一般質問を機にこれからいろんな話題にも当然、町民の話題にもなるだろうし、また議会に対してもきちんとしたそういう説明いまだにされておらないわけですから、これについての説明をいただいた上で我々としても判断せざるを得ないというふうに思います。

土づくりセンターのこの必要性、あるいは畜産振興の観点からの考え方、これは前にも私質

問したとおり、その方向性については十分理解を持っている。その上で、この計画そのものが果たして加美町にとって、先ほどの過疎計画と絡んで、これが正しいまちづくりの選択かどうか、こういったことについて十分お考えをいただいて、後ほどまた何かの機会でいろんな議論を展開して、よりよい方向に進めていけたらというふうに考えております。

これ以上答弁をいただいても同じだろうというふうに思いますので、私の質問、そういう要望を申し上げまして終わらせていただきます。（「一つ、議長」の声あり）

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 過疎計画の変更ということについて少し説明が足りない部分があったかもしれませんが、いわゆる過疎計画自体から住宅団地造成、宅地造成計画を削除するという意味ではなくて、場所の変更もあり得るんだらうということでございますので、その全体計画の変更ではなくて、その変更の……、もし現在地で土づくりセンターが可能であるということで決定をすれば、それにかわる宅地造成計画の適地を、場所の変更をせざるを得ないのかなということでも申し上げたつもりでありますので、御理解いただきたいと……。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして13番佐藤澄男君の一般質問を終了いたしました。

次に、通告9番、9番工藤清悦君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。9番。

〔9番 工藤清悦君 登壇〕

9番（工藤清悦君） 私は高齢者福祉というような大変ファジーなことで御質問させていただくことをまずお許しをいただきたいと思うんですけども、午前中、12番議員でありましたか、介護保険制度について御質問なされましたので、その点についての介護保険の改定についての食事やまたは居住費などの負担増などについて町長の方から詳細にわたって説明がありましたので、その点について御質問させていただきたいというふうに思います。

町長御存じのとおり、来年の4月から介護保険、大幅に改定、システムが変わるというようなことで、行政では包括支援センターの創設とか、また介護予防の点について重点を置いて運営、あとは施策が展開されるということになっておりますけれども、実際4月からの改定に向けてどのような方向で準備または施策を展開されようとしているのか、まず第1点としてお聞きをしたいと思います。

それから、町では高齢者対策、福祉対策として、単に福祉関係の部署だけでなく、農林関係では仕事を通して生きがい対策、または教育委員会関係、生涯学習課などでは文化面での活動を通して生きがいづくりなどの点でそれぞれ施策を講じているわけですけども、そういったジャンルといえますか、部署の違う方々が同じ高齢者福祉の目的に向けて相互の機能的な

つながりを持ちながら効率的にこれを進めていかなければいけないだろうというふうに思っておりますけれども、その点についてのお互いの連携について、今もあるのか、または今後どうなされるのかお聞きをしたいというふうに思います。

町長、よろしくお願いたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 工藤議員からは、高齢者福祉について、介護保険改定にどのように対処していくか、あるいは関係各課との連携、役割分担はどうあるべきかということについて質問いただいたものであります。

まず、第1点であります、国の政策的な変更といえますか、転換によりまして、来年4月から介護予防に重点を置いたシステムへの転換することということでございまして、身近な地域で柔軟なサービスが提供できるように地域密着型サービスの創設や総合的な相談窓口としての地域包括支援センターの創設等々が求められておりまして、そのような方向で今準備をしているところでございます。

工藤議員も審議会の委員をお願いしてあるわけでありまして、来る12月21日に開催予定の高齢者保健福祉計画審議会を設置をして、18年度を初年度とする高齢者保健福祉計画あるいは介護保険事業計画の見直しを行うということにしております。

この見直しの中では、地域包括支援センターの創設の時期や今後要支援・要介護になるおそれのある高齢者の方々を対象とした予防事業の内容等を審議をしていただくこととなりますが、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるような事業を展開していかなければならないと思います。

その地域包括支援センターというのは聞きなれない言葉であります、いわゆる総合的な相談業務、高齢者医療対策、財産の管理等々も含まれますし、虐待防止あるいは医療機関のお世話等々も含まれる、まさに包括的な支援センターの役割を担うということになるわけでありまして、これらを有効に活用しながら高齢者福祉対策を展開していきたいと思っております。

また、いわゆる縦じゃなくて横の連携をとということでありますが、既に御案内のとおり、平成16年度に策定をした「げんき加美町21」にうたっておりますが、生き生きとした元気高齢者がふえることを目指して、高齢者の閉じこもり予防や仲間づくり等として行政区単位でミニデイサービスを実施しているものも御案内のとおりでありますし、転倒予防教室、あるいは体力を維持して足腰の筋力を高めるための運動指導の実施、介護予防に関する基本的な知識の普

及・啓発などを現在行っています。

一方、教育委員会部局においては、高齢者を対象としたさまざまな健康づくりのニュースポーツ等々も展開しておりますし、事業によっては対象者が重なるということも多々ある状況は今御案内のとおりでありまして、工藤議員、いわゆるジョイナスの理事長もなっておられますので御承知のとおりだというふうに思います。

特に元気な高齢者に対する健康増進、介護予防事業には運動とか文化活動とかが欠かせないわけでありまして、非常に重要なことでもありますから、教育委員会の関係部局を初め、町の体育協会、文化協会、ボランティア友の会などなどの関係機関と連携を図りながら、いわゆる効率的で効果的な健康対策、高齢者の福祉対策というものを実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） ありがとうございます。

先ほど包括支援センター、その役割、非常に大きいものがあるというふうに町長からお聞きしました。確かに行政でのそういう役割分担というのは、非常にその役割というのは大きいものがあると思うんですけども、やはりまだ介護のお世話になる前の方々が、ボランティアといえますか、できる限りの中でのお手伝い、そういうシステムを構築しているところもありますし、また、それがポイントとかというようなところもあるんですけども、そういう効果いかなはまた別にしても、そういうお年を召されてもまだまだそういうことのためにお手伝いできるんですよというようなことの中での包括支援センターの機能分担というのものもあるのかなというふうに思いますので、その辺、システムの、町長、どんなふうに考えてられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、さまざまな部署での生きがいづくり、健康づくり、健康増進、今町長から答弁あったわけですけども、町長のお話にもいただきましたけれども、今回、高齢者を対象とした事業、スポーツクラブでやらせていただいたんですけども、非常に高齢者の方々にお声がけをしますと「今の年寄りしたず、えらく忙しいんですが」という声が返ってくるんですね。というのは、やはり地域の老人クラブとか、または保健福祉課がやるいろんな事業、または町で行っておりますお茶飲み会、それから社会福祉協議会などがやる事業、または食生活に対するさまざまというようなことで、町長からも対象者が同じというようなこと言葉が出たんですけども、非常に高齢者向けの事業が、多いと言うと失礼なんですけれども、非常にあるということの中で、やはりセクション、セクションごとにすみ分けをしながら、じゃあ健康教

室、食事の面だったら保健福祉課、または、もう少し体がよくなったら社会福祉協議会のやる事業とか、または、まだまだ健全なうちは体協さんとかスポーツ振興課がやるスポーツ事業というようなことで、そういう意味ですみ分けをしていった方がより効果的にそのような事業の推進ができるのではないかなというようなことを非常に事業運営を通じて感じさせていただいたんですけども、そういった面で横のつながりの点で今後新しい展開がもしあるのであれば、その二つの点について町長にお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） ただいまの御質問の中で今の高齢者の方々の一つの現象というようなものを御披露いただいような気がいたします。というのは、今のお年寄りというか、高齢者、忙しいんだよというのは、多分に同じ方が同じような、いろんなグループに入って活躍されている。そういう方々は余り問題でないと思うんですね。問題であるという表現は当たっているかどうかわかりませんが、なかなか家から出ていらっしゃらない、そういうものに参加しない方々をどう健康づくりなりいろんなサークルに呼び込むかということなんだろうというふうに思いますね。ですから、これは大変なことだと思うんです。そんなに簡単なことではない。いわゆる60年、70年暮らして余り外に出たことのない方々を、高齢になって、さあ出ていらっしゃい、何をしましょうといってもなかなか難しい。

だとすれば、やはり隣近所でのお茶っこ飲みの会みたいなミニデイサービスでいろんな情報交換から入って行って、徐々に慣れていただくというようなこと、あるいは、いわゆる高齢者候補者といいますか、今は老人という方は65歳以上ということでありますから、65歳というと、私も65歳過ぎましたので、まだまだ元気なつもりではあるんでありますが、そういう以前からそういう訓練というか、環境をつくって、そしていろんな場面に参加をする機会をつくるというのは、まさに高齢化社会に対応した政策であり政治であるような気がいたしておりますので、そういう方法だとすれば、いろんな、行政のみでなくて、地域、行政区でも、あるいは各班でも、いろんな各種団体でも、心がけて横のつながりから 360度の連携を持ちながら、この高齢者対策、あるいは以前の対策、運動というものをやっていかなければならないということで、今後の計画づくりなんかにも反映をさせていただく。その中の最も基本となるのは、先ほど申し上げました「げんき加美町21」ということが基本で、数値目標も設定をしてございますので、それらの健康づくりを推進する中で元気なお年寄りあるいは高齢者福祉というものの対策が実現していくのではないかと私は考えています。以上であります。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） まさに今町長がおっしゃったように、近場にそういうふうに集まれるところ、またはそういう経験ができるところ、活動できるところというのは非常に大事ななだと思います。今回、国の外郭団体であります健康体力づくり財団の事業の中で活動させていただいたんですけれども、このやり始めとやり終わってからのアンケートの中で、非常になるほどなと思ったのは、やはり近場で活動をやってもらっているから参加できるというのが非常に多かったんですね。

そんな関係で、広原、中新田、鳴瀬、3地区で活動させてもらったんですが、やはり自転車、徒歩で移動できる範囲内で活動できるというようなこと、非常に高齢者の方々には魅力だというようなところもありましたので、ぜひ拠点を多くふやしていただきたいということがありますけれども、また、どうも……、お茶飲み会のことを悪く言うわけではありませんけれども、どうもマンネリといえますか、町でお示したパターンの中で健康診断なり運動なりなんなりというようなことがパターンの中で、それ以上のものの展開というのがなかなかできないような状況にあるものですから、既存の団体なりそういうところとのタイアップの中でニュースポーツの紹介なりなんなりというようなことでやるような方向にあれば、もっともっと有意義なそういう活動もできるのかなというふうに思っておりますので、その辺についてもお願いをしたいと思います。

町長、ちょっと私の通告からは少し切り口が変わって申しわけないのかなというふうに思うんですけれども、高齢者福祉というのは制度だけの問題じゃなくて、まちづくり全体の中からさまざまな形で高齢者の方々をバックアップしていくというようなシステムづくりなんだろうというふうに思うんですけれども、町の商店街が空洞化してくるとか、やはり大型店の出店で、なかなか、車社会なものですから、そういうところまで行けないという、そういう衣食住の切り口からしても、なかなか今から高齢者にとっては、町の中に店はなくなる、近場になればタクシーやそういうもので行かなきゃならない。行くためにはなかなか、バスの路線も廃止になるというようなことなものですから、そういうまちづくりの総合的な形で……。

非常に多岐にわたる問題で、町長にはどの辺を絞り込んで御説明いただいたらいいか私自身もわからないんですけれども、やはりまちづくりの総力戦の中で高齢者対策、福祉対策というのを考えた場合に、制度の整備だけでなく、やはり商業地域が出席して、その近くに高齢者が住んでいられる、安心して住んでいられるとか、そういうところまで、足の便とかというようなどころまでの総合的な施策の中で高齢者が健やかにまたは安心して暮らせるんだらうというふうに思いますので、その辺についてのお考え方、大ざっぱでというと町長に失礼になるん

ですけれども、思いをお願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 大変難しい問題だと思いますが、まず、いわゆるワンパターンであるというようなお話をいただきました。これは行政が一から十まで、あるいは百までいろんな提案をして、それに乗かっていただくということも一つではあると思いますが、やはり限りがあると思うんですね。ですから、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる地域なりいろいろなグループなりでいろんなメニューをつくって、計画して提案をして、そこにできるだけ多くの元気な高齢者あるいは予備軍の方々、年齢前のカウント前の方々が参加をして、ともにいろんな情報交換したり幸せづくりをやるということが大事だと思うんですね。

まず、生きがいを感じていただくということだと思うんですね、究極は、体力とかなんかをつけるということも一つではありますが、そういう意味では、シルバー人材センターなんかもそうでありまして、もう80歳になってもセンターからお仕事を回していただいて、一生懸命汗を流して下さっている方々もおりますから、こういうのの機能も備えていかなくちゃならないと思いますし、先ほど地場でのというお話をしましたけれども、鳴瀬、中新田、広原という言葉も出ましたけれども、それでもやっぱり大き過ぎると思うんですね。やっぱり行政区単位ぐらいが最小の一番身近な単位だと思いますので、やっぱりそういう方々の地域力といいますか、そういうことも高めていくことがいろんな意味での、災害のときの対応にも結びついていくと思うんですね。そういうことをいわゆる防災という観点からだけでなく、いろんな意味で活力を与える地域づくり、小さな自主的な、昔の隣組みたいなものを大いに復活をさせながら連携をしていくということがとても大事なのではないかと。方向性としてはそういう方向だということふうに思います。

あとは、どういう御質問なのかちょっと理解しかねる部分もあるものですから、これぐらいの答弁にさせていただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして9番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして本職に通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後3時38分 休憩

午後4時30分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第122号 加美町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
について

議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第122号加美町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第122号加美町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、加美町立西小野田小学校漆沢分校の廃校について条例改正を行うものであります。

同分校は、明治16年、上野目小学校漆沢分教所として開校され、児童数が100名を超える時代もありましたが、昨今、年々児童数が減少し、平成4年4月からは全学年複式学級となり、ことし4月現在の児童数は5名、そのうち1名が来年3月に卒業し、来年度入学児童がいないことから、18年度は4名となる見込みで、このような極めて少ない人数での学校運営は児童の学習面等に支障を来す状況になっております。

そこで、教育委員会では同分校を廃止することについて説明会を開催し、また漆沢地域においても独自にアンケート調査を行い、廃止やむなしが60%を超えるなど地域の理解が得られたことから、10月26日、教育委員会を開催して廃止の承認をいただき、今回、平成18年3月31日付で廃止の条例改正をお願いするものであります。

なお、廃止後は児童は西小野田小学校に通学することになりますので、スクールバスにより送迎することにいたしております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 122号加美町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 122号加美町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたします。

日程第 5 議案第 1 2 3 号 加美町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第 5、議案第 123号加美町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第 123号加美町下水道条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、下水道使用料の改定をお願いするものであります。

下水道事業では高資本費対策として交付税措置が図られており、この算定基準となる下水道料金は、現在、単価 1 立方メートル当たり 128円以上となっておりますが、平成20年度から交付税算定基礎が 1 立方メートル当たり 150円以上となることから、今回、使用料の改定を行うものであります。

また、交付税の算定に用いるのは 2 年前の決算数値であることから、平成18年度からの改定とするもので、使用料改定に当たっては、平成16年度の使用水量及び収納率を基礎に算定し、交付税措置が図られるための最小限の改定額としたものであります。これまで 1 立方メートル当たり 131円25銭から 151円に約20円の値上げをお願いするものであります。また、あわせて、これまで消費税を外税といたしておりましたが、税込み価格の総額表示とするものの指導がありましたので、そのようにさせていただくということになります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 123号加美町下水道条例の一部を改正する条例についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 123号加美町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決しました。

本日はこれで延会いたします。

なお、明日は午前10時まで本議場に御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後4時36分 延会

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年12月15日

加美町議会議長 米澤秋男

署名議員 米木正二

署名議員 一條光

